

## 令和7年6月佐倉市議会定例会提案目次

### 議案第1号 令和7年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ12億5,540万7,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額602億1,740万7,000円
- ◇ 歳入
  - 国庫支出金、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 歳出の主なもの
  - 公共交通継続支援事業（物価高騰対応分）、物価高騰対策臨時給付金支給事業（令和7年度調整給付（不足額給付）分）、介護施設等物価高騰対策支援金支給事業（物価高騰対応分）など福祉施設に対する物価高騰分の補助、農業生産資材高騰対策事業（物価高騰対応分）、キャッシュレス決済ポイント還元事業（物価高騰対応分）、河川関連施設改修事業、公園施設維持管理事業、小学校情報機器整備事業、中学校情報機器整備事業の増
- ◇ 継続費補正
  - 旧但馬家住宅茅葺屋根修繕の追加
- ◇ 債務負担行為補正
  - 佐倉ふるさと広場指定管理者施設管理業務の追加
- ◇ 地方債補正
  - 小学校ICT環境整備事業債など3件の追加及び岩名運動公園拡張整備事業債など3件の変更

### 議案第2号 令和7年度佐倉市下水道事業会計補正予算

- ◇ 収益的収入の補正額 1,366万4,000円の増額補正
  - 補正後収益的収入 40億2,784万円
- ◇ 収益的支出の補正額 2,736万4,000円の増額補正
  - 補正後収益的支出 40億3,650万5,000円
- ◇ 収益的収支の内容
  - 大規模下水道管路特別重点調査に係る営業費用の増
- ◇ 企業債の補正
  - 公共下水道事業債の変更

### 議案第 3 号 佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定 について

◇ 地方税法等の改正に伴い、市税賦課事項を変更しようとするもの  
(主な内容)

<総則関係>

→ 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所、出張所及び派出所前掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとするもの

※ 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行

<個人市民税関係>

→ 所得控除として控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するもの

・ 特定親族特別控除額

所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。)で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合において、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおり控除することとされる控除額をいう。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

※ 令和8年1月1日から施行(令和8年度分の個人市民税から適用)

<たばこ税関係>

→ 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

- ① 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ  
当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(注) 1本当たりの重量が0.35グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算

- ② 上記①以外の加熱式たばこ  
当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

(注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記①に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されることが明らかなもの等については、(注1)を適用しない。

※ 令和8年4月1日から施行(経過措置(激変緩和措置)あり)

・ 激変緩和措置

第1段階(令和8年4月1日)及び第2段階(令和8年10月1日)における加熱式たばこの具体的な課税標準は、次のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数(以下「新換算本数」という。)のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする措置をいう。

現行	現行の換算本数×1.0	
改正案	第1段階	現行の換算本数×0.5 + 新換算本数×0.5
	第2段階	新換算本数×1.0

## 議案第 4 号 市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 市長の調査等の対象となる法人として条例で定める法人について、その資本金額に占める佐倉市の出資金額の比率が変動し、地方自治法施行令に規定する要件を満たさなくなったことに伴い、当該法人の名称の削除等を行うもの

出資金額の比率	該当法人 (R5 決算時 (注 1))	該当法人 (R4 決算時)
1/2 以上 (条例の定めを要さず 全て調査等の対象)	国際交流基金 (95.4%) 緑の基金 (51.8%)	国際交流基金 (95.4%)
1/4 以上 1/2 未満 (条例で定めた法人 のみ調査等の対象)	(該当なし)	緑の基金 (49.0%) 文化財センター (25.0%)
1/4 未満 (自治法上調査等の 対象外)	文化財センター (20.0%) 印旛沼環境基金 (6.7%) 他	印旛沼環境基金 (6.7%) 他

→ 対象となる法人として定めている 2 法人（公益財団法人佐倉緑の基金及び公益財団法人印旛郡市文化財センター）の名称を削除

→ 条例に法人の名称を個別列記する方式を改め、同要件（本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（以下「一般社団法人等」という。）（注 2）であること）を満たす法人の全てが調査等の対象となるよう規定を整備

（注 1）「文化財センター」にあつては「令和 7 年 4 月 1 日」時

（注 2）本市及び 1 又は 2 以上の法人（上表中「1 / 2 以上」の区分に該当する法人に限る。）（当該法人とみなされる法人を含む。）が資本金等の 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人等を含む。

※ 公布の日から施行（経過措置あり）

## 議案第 5 号 佐倉市こども・若者応援基金条例の制定について

- ◇ こども・若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる地域社会を築くための事業を推進するため、佐倉市こども・若者応援基金を設置するもの
  - 同基金として積み立てる額は、市民、事業者等が基金への積立てを指定した寄附金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
  - 同基金は、こども・若者の心身の健全な育成のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができることとする。
- ◇ 同基金の設置に伴い、佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例について所要の整備を行うもの
  - 寄附金を財源として実施する事業の区分に「こども・若者の心身の健全育成に関する事業」を追加
  - 同区分の事業に指定された寄附金は、同基金に積立ての上、管理し、及び運用するものとする。
- ※ 公布の日から施行

## 議案第 6 号 佐倉市学校事故調査委員会条例の制定について

◇ 国の「学校事故対応に関する指針」に示された詳細調査を実施するため、佐倉市学校事故調査委員会を設置するもの

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校事故対応に関する指針 学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、文部科学省に設けられた有識者会議において検討が行われ、平成28年3月に取りまとめられた（その後、令和6年3月に改訂された）ものをいう。</li> <li>・ 詳細調査 同指針によると、基本調査（調査対象となる事案の発生後、速やかに着手する調査であり、その時点の情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものをいう。）等を踏まえ必要な場合に、学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査であり、事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事故後に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指すものとされる。</li> </ul>
--

→ 委員会の所掌事務等について規定（概要は下表のとおり）

所掌事務	<p>① 調査対象事故（小中学校において発生した事故であって佐倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が調査の必要があると認めるものをいう。以下同じ。）の事実関係の調査</p> <p>② 調査対象事故の発生原因の分析</p> <p>③ 調査対象事故と同様の事故の再発防止に関する提言</p> <p>④ その他調査対象事故に関して教育委員会が依頼する事項</p>
組織	<p>5人以内（※1）の委員をもって組織し、調査対象事故に関する調査、分析等を行うために必要な、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると認められる者のうちから教育委員会が委嘱（その際、その委員が担当する調査対象事故を指定（※2））</p> <p>※1 調査対象事故が2以上となる場合における委員の定数は、5人に調査対象事故の数を乗じて得た人数以内とする。</p> <p>※2 指定は、一の調査対象事故につき5人以内とす</p>

	る。
任期	担当に指定されている調査対象事故の全てについて、報告書が調査会から提出されたときまで

- ◇ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職の職員の報酬に同委員会の委員に係るものを追加するもの
  - 同委員会の委員長の報酬を月額 8,100 円、委員の報酬を月額 7,600 円とする。
- ※ 公布の日から施行

### 議案第 7 号 佐倉市運賃協議会条例の制定について

- ◇ 道路運送法に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線等に係る運賃等について協議するため、佐倉市運賃協議会を設置するもの
  - 同協議会の組織等について規定（概要は下表のとおり）

組 織	<p>10 人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱・任命</p> <p>① 副市長</p> <p>② 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>③ 市民</p> <p>④ 関係行政機関の職員</p> <p>⑤ 学識経験者</p> <p>※ ②の委員については、運賃等を定めようとする事業者ごとに 1 人とする。この場合において、当該事業者が複数に至るときは、委員の定数は、当該事業者の数から 1 を減じた数の分増加する（例：当該事業者が 2 の場合、定数は 1 1 となる）ものとする。</p>
任 期	<p>2 年</p> <p>※ 上記②の委員の任期は、委嘱の日からその定めようとする運賃等の協議が終了する日まで</p>

- ◇ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職の職員の報酬に同協議会の委員に係るものを追加するもの
  - 同協議会の委員の報酬を日額7,600円とする。
- ※ 公布の日から施行

### 議案第 8 号 佐倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉ふるさと広場を指定管理者による管理とするために必要な規定を整備するもの
  - 次に掲げる業務を同広場の指定管理者が行う業務として規定
    - ① 同広場の維持管理に関すること。
    - ② 同広場における行為の許可に関すること。
    - ③ 同広場の占用の許可（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物に係るものに限る。）に関すること。
  - 上記②の許可に係る利用料金は指定管理者の収入とし、下表に定める額（現行どおり）の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為をすること	1人 1日	250円
	1㎡ 1日	170円
業として行う写真、映画等の撮影（報道等の取材に伴うものを除く。）	1件1時間	5,550円
興業	1㎡ 1日	60円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること	1㎡ 1日	12円

※ 令和11年4月1日から施行（経過措置あり）

◇ 都市公園法に規定する公募対象公園施設に係る公募設置等計画の認定を受けた者が公園管理者の許可を受けて設置する一定の占用物件に係る占用料を追加するもの

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公募対象公園施設 飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるものをいう。 ※ 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所</li></ul>
--

→ 次の占用物件（利便増進施設）に係る占用料を追加

占用物件	単位	占用料
地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 1年	2, 200円

※ 令和7年10月1日から施行

## 議案第 9 号 佐倉ふるさと広場整備等事業者選定委員会条例の制定について

- ◇ 佐倉ふるさと広場に係る公募対象公園施設の設置等予定者及び指定管理者の候補者の選定に関する事等について調査審議するため、佐倉ふるさと広場整備等事業者選定委員会を設置するもの  
 → 委員会の所掌事務等について規定（概要は下表のとおり）

所掌事務	① 事業提案の実施要領に関する事。 ② 事業提案を評価するための選定基準に関する事。 ③ 設置等予定者を選定するための評価の基準に関する事。 ④ 公募設置等計画の審査に関する事。 ⑤ 設置等予定者及び指定管理者の候補者の選定に関する事。 ⑥ その他設置等予定者等の選定に関し必要と認める事。
組織	5人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱 ① 学識経験者 ② 公募市民 ③ その他市長が必要と認める者
任期	委嘱の日から設置等予定者等の選定が終了する日まで

- ◇ 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する特別職の職員の報酬に同委員会の委員に係るものを追加するもの  
 → 同委員会の委員長の報酬を月額8,100円、委員の報酬を月額7,600円とする。  
 ※ 公布の日から施行